

「広島市 市民くらしのガイド（2024・2025 年度版）」事業候補者評価要領

1 評価者

「広島市 市民くらしのガイド」官民協働発行业務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員により選定する。

2 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点	内訳	
			基本	任意
(1) 事業者について	市内における本社等の有無から、地元貢献に対する寄与度を評価する。	5点	5点	
(2) 事業取組方針について	当該事業に対する事業者の取組姿勢から、当該事業の遂行能力を評価する。	5点		5点
(3) 類似事業の実績について	過去の類似事業の実績や提出された見本から、当該事業の遂行能力を評価する。	10点	5点	5点
(4) 作成等スケジュールについて	作成等のスケジュールの妥当性を評価する。	5点	5点	
(5) 構成について	記載された構成内容から、市民に分かりやすく利用しやすいものになっているかなど、構成の妥当性を評価する。	50点	10点	40点
(6) その他の提案について	当該事業の充実を図るための提案であるかを評価する。	30点		30点
(7) 広告について	広告収入の見込み等を確認し、当該事業の確実性を評価する。	15点	15点	
(8) 問合せ等の対応について	市民からの問合せや苦情等への速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	5点	5点	
合計		125点	45点	80点

3 評価方法

- (1) 提案書に基づく書面審査を原則とする。
- (2) 基本項目は、事業所管課（企画総務局区政課）において評価案を提示し、審査委員会の承認を得て評価点とする。
- (3) 任意項目は、各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (4) 基本項目と(3)で算出した任意項目の評価点の合計をもって事業者の得点とし、得点の高さに基づき事業候補者の優先順位を決定する。

4 評価の実施方法

(1) 応募資格確認

応募資格の確認は、事務局において、所定の書類に基づき実施し、その結果を書面で応募者へ通知する。

応募資格が確認された者のみ審査の対象とする。

(2) ヒアリング

ア 趣旨

ヒアリングは、提案された企画の詳細を確認するために行う。ただし、応募者が1者で、当該者が過去にこの事業を適正に実施した実績を有しているときは、応募者からのヒアリングを省略する。

イ 方法

提案者が提案内容についての説明を行い、その後質疑応答を行う。

所要時間については、提案者1者当たり、提案内容の説明20分、質疑応答10分とする。

ウ 評価

各委員において、ヒアリング結果を踏まえ評価する。

(3) 審査委員会における順位の確定

ア 評価点の集計及び順位整理（事務局）

イ 事業候補者の確定

5 審査結果の公表

事業候補者が決定した後に、結果を提案者へ書面通知するとともに、協定の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び事業候補者について、広島市ホームページで公表する。